

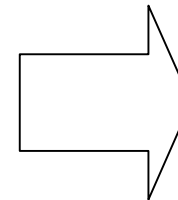
配当課税の見直し

【改正前】

【改正後 :平成15年 4月 ~ 】

大口 (保有割合 5%以上)以外の上場株式の
配当等の場合

区 分	概 要	
	所得 税	住 民 税
利益の配当・剰余金の分配等	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	
・ 1銘柄当たり1回25万円 (年 1回50万円)未満 かつ ・ 発行済株式総数の 5%未満		
・ 1銘柄当たり1回 5万円 (年 1回10万円)以下	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非 課 税



所得 税 ・ 住 民 税
<p>20%源泉徴収</p> <p>(申告不要)</p>
1. 所得税15%、住民税5% 2. 総合課税 (配当控除適用) の選択可

(注 1) 総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率	所得 税	住 民 税
・ 課税所得金額が1,000万円以下の部分	10%	2.8%
・ 課税所得金額が1,000万円超の部分	5%	1.4%

(注 2) 1銘柄当たり1回 5万円 (年 1回10万円) 以下の配当金に係る住民税は、
平成15年 1月以降、課税

今後 5年間 (H 15.4 ~ H 20.3)
源泉徴収税率 20% 10%